

回 答 書

事業者 各位

担当:

山形市 まちづくり政策部
 まちづくり政策課 都市計画係
 023-641-1212 内線517

工事名 令和7年度まちなか公共サイン作成業務

「令和7年度まちなか公共サイン作成業務公募型プロポーザル」に関して期日まで受け付けました質問について、下記のとおり回答します。

No.	質問箇所	内 容	回 答
1	「③審査要領」 P2・1・(1)	<p>書類審査採点項目①と②、区分の同種と類似について、同種と類似のそれぞれ具体的な例を教えていただけないでしょ うか？</p> <p>また市街地サインは基本公道への設置となります、公道上の実績を1つ提示した場合、それは同種と同時に類似でも実績としてカウントとなるのでしょうか？</p> <p>※「両方を満たす」場合の判断基準を、可能であればもう少し詳細でご教示頂きたいです。</p>	<p>同種業務の具体的な例としましては、歩道等の公道にまち歩きや観光案内用として設置する公共サインのデザイン検討及び設置工事、類似業務の具体的な例としましては、公道以外の公園等へ設置する公共サインのデザイン検討及び設置工事を想定しています。</p> <p>実績の評価方法については、同種条件を満たすものであれば、自動的に類似条件も満たすものと判断します。具体的には、「市街地における公道上への公共サインのデザイン検討実績」を5件有している場合は、同種条件としての5点と類似条件としての5点の計10点となります。また、単一業務において、デザイン検討及び設置工事(公道上)を行っている実績を5件有している場合は、①の同種・類似条件、②の同種・類似条件でそれぞれ5点となり、計20点となります。なお、その際に様式7業務実績調書に記載する実績は5件分となります。</p>
2	「②実施要領」 P4・17 行目	<p>「※配置箇所検討の際は、既存の案内サインは無いものとして検討すること。」と記載。これについて下記質問です。</p> <p>① 山形駅東口ペデストリアンデッキ上部(仕様書で対象範囲と記載) 既存の石の案内サインは撤去なし(今回撤去費予算外/見積外)で、ペデストリアンデッキ上に新規で設置するのか？</p> <p>②ペデストリアンデッキ上の既存の石の案内サインは撤去を想定し(今回撤去費も予算/見積に含む)で、ペデストリアンデッキ上に新規で設置するのか？</p> <p>③もしくは違う場所へ設置するのか？</p>	<p>ペデストリアンデッキ上部に設置することのはずも含めて企画提案してください。なお、設置を提案する場合においても、既存サインの撤去費用は見積に計上する必要はありません。</p>

		以上、可能な範囲にてご教示頂きたいです。	
3	<p>「①仕様書」 P.4 第 16 条(2)</p>	<p>①「埋設物」が出てきた場合の質疑 案内サイン・誘導サインの施工に伴い、想定外の埋設物が発見された場合、通常施工費以外の費用が発生した場合は、協議の上追加見積を提出してもよいのでしょうか？</p> <p>②ペデ上施工の場合 案内サインの施工において、施工方法(据置式など)に変更に伴い、サイン本体の形状が変更された場合(追加部材・必要加工、追加施工費が発生した場合)、協議の上追加見積を提出してもよいのでしょうか？</p>	<p>① 当初の想定が困難であった事項による契約額の増減については、設置箇所や基数の変更等を含め、別途協議の上、提案上限額内で対応します。</p> <p>② 当初の想定が困難であった事項による契約額の増減については、設置箇所や基数の変更等を含め、別途協議の上、提案上限額内で対応します。</p>
4	<p>「②実施要領」P.3 7(3) キ + 「①仕様書」P.4 第 16 条(1)</p>	<p>案内サインと誘導サインの数量はそれぞれ 2 箇所以上と記載。 仮に提出見積で 4 台(4 箇所)と仮定提案し、今後の協議の中で台数が追加になる場合には原価も変わる為、協議の上追加見積または追加契約にて対応いただけるのでしょうか？</p>	条件変更に伴う契約額の増減については、設置箇所や基数の変更等を含め、別途協議の上、提案上限額内で対応します。